みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、40歳以上の人が被保険者となって介護保険料を納め、介護や支援が必要となったときにサービスが利用できる、支えあいの制度です。浜田地区広域行政組合が運営しています。

40歳以上の人（被保険者）

- 介護保険料を納めます。
- サービスを利用するための申請をします。
- サービスを利用して、利用者負担を支払います。

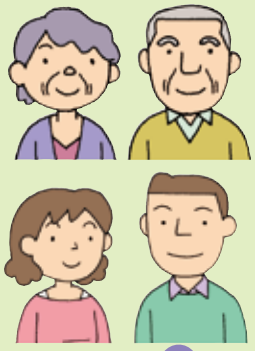

●介護保険料の納付
●要介護認定の申請

●要介護認定
●保険証の交付
●介護保険負担割合証の交付

相談・支援

浜田市・江津市 地域包括支援センター

介護予防や、地域の高齢者の総合的な相談の拠点です。

連携

連携

●利用者負担の支払い

●介護保険のサービス提供

浜田地区広域行政組合（保険者）

- 介護保険制度を運営します。
- 要介護認定を行います。
- 保険証を交付します。
- 介護保険負担割合証を交付します。
- サービスの確保・整備をします。

●介護報酬の支払い

サービス事業者

- 指定を受けた民間企業、NPO法人、社会福祉法人、医療法人などが、在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスなどを提供します。

介護保険の被保険者

40歳以上の人は、浜田地区広域行政組合が運営する介護保険の被保険者です。
被保険者は年齢により2種類に分かれ、65歳以上の人は第1号被保険者、40歳以上65歳未満の人は第2号被保険者となります。

65歳以上の人 → 第1号被保険者

サービスが利用できる人

日常生活に介護や支援が必要となったときに、浜田地区広域行政組合の認定を受けて、サービスが利用できます。どんな病気やけがが原因で介護が必要になったかは問われません。

※65歳以上の人で、交通事故など第三者による不法行為により介護保険を利用する場合は、浜田地区広域行政組合へ届出が必要です。示談をする前に浜田地区広域行政組合の担当窓口へ連絡してください。

40歳以上65歳未満の人 → 第2号被保険者

（医療保険に加入している人）

サービスが利用できる人

特定疾病により介護や支援が必要となったときに、浜田地区広域行政組合の認定を受けて、サービスが利用できます。

特定疾病

加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を引き起こす疾病

- がん（医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険の保険証が交付されます

介護保険の被保険者には医療保険の保険証とは別に、一人に1枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。

- **65歳以上の人（第1号被保険者）** ➡ 65歳に到達する月に交付されます。
- **40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）** ➡ 認定を受けた場合などに交付されます。

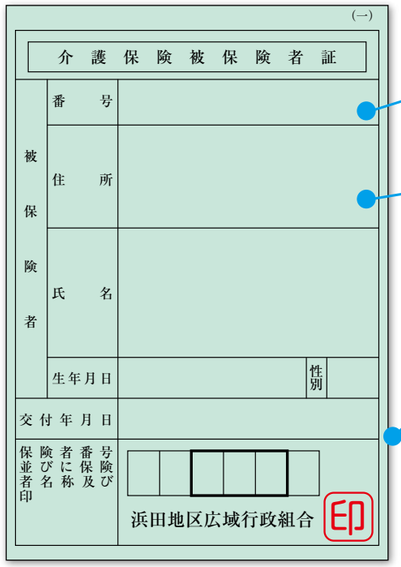

保険証の番号を確認しましょう。

住所、氏名、生年月日などに誤りがないか確認しましょう。

裏面の注意事項をよく読みましょう。

保険証は、サービスを利用するときなどに欠かせないものですから、大切に扱いましょう。

■介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の認定を受けている人などには、保険証とは別に、毎年「介護保険負担割合証」が交付されます。サービスを利用したときに支払う利用者負担の割合（1割、2割、または3割）が記載されているので、サービス利用時に保険証とともに事業者に提示します。適用期間は1年間（8月～翌年7月）です。

教えて！介護保険

介護保険のサービスを利用するつもりがないので、介護保険に入らなくてもよいですか。

介護保険は、介護の負担を社会全体で支えあう社会保険制度です。サービスを利用する、しないにかかわらず、原則として40歳以上のすべての人が被保険者となるので、手続きをしなくても自動的に介護保険に入ることになります。外国籍の人も、短期滞在などを除き、介護保険の被保険者となります。